一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　さいたま市
二　地域活性化総合特別区域の名称　次世代自動車・スマートエネルギー特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定及び附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　柏市
二　地域活性化総合特別区域の名称　柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　訪問リハビリテーション事業所整備推進事業、介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業、歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業、歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百四十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定及び附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　岡山県
二　地域活性化総合特別区域の名称　とやま地域共生型福祉推進特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域共生型障害者就労支援事業

○内閣府告示第千五百四十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　浜松市
二　地域活性化総合特別区域の名称　未来創造「新・ものづくり」特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百五十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千二百六十四号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　京都市及び京都府
二　地域活性化総合特別区域の名称　京都市地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～５０００万人感動都市へ～
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　特定伝統料理海外普及事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百五十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百六十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　和歌山県
二　地域活性化総合特別区域の名称　和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　外国人観光旅客への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業並びに地域限定特例通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第千五百五十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百四十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市
二　地域活性化総合特別区域の名称　あわじ環境未来島特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百五十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百三号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　益田地区広域市町村圏事務組合
二　地域活性化総合特別区域の名称　「森里海連環　高津川流域ふるさと構想」特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　地域活性化総合特区支援貸付事業、特定農業者による特定酒類の製造事業及び地域限定特例通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第千五百五十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定及び附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　岡山県
二　地域活性化総合特別区域の名称　ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区